

各地方整備局

建設部都市再生整備計画担当課長 殿
道路部路政課長 殿

北海道開発局

事業振興部都市住宅課長補佐 殿
建設部建設行政課課長補佐 殿

沖縄総合事務局

開発建設部建設産業・地方整備課長 殿
開発建設部建設行政課長 殿

独立行政法人

日本高速道路保有・債務返済機構総務部管理課長 殿

国土交通省

都市局 まちづくり推進課 企画専門官
道路局 路政課道路利用調整室 課長補佐

道路の占用に係る無余地性の基準等の取扱いについて

標記に関し、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日付け地方分権改革推進本部決定）に基づく「平成29年地方分権改革に関する提案募集」において、都市再生特別措置法によらない無余地性の基準の緩和についての提案がなされた。

これを受け、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）においては、「道路の占用の許可に係る無余地性の基準の充足について道路管理者が判断するに当たり、経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できること（以下「無余地性の基準の取扱い」という。）」及び「都市再生特別措置法に基づく道路の占用の許可基準の特例を受けるに当たり、公共公益施設の整備に関する事業等を記載事項に含まない都市再生整備計画を策定することが可能であること（以下「都市再生整備計画の取扱い」という。）」について、これらの取扱いに係る活用事例集を作成するとともに、地方公共団体に改めて周知することとされている。

これを踏まえ、今般、「無余地性の基準の取扱い」及び「都市再生整備計画の取扱い」に係る事例を別添1及び別添2のとおりとりまとめたので参考とされたい。

また、各取扱いについて下記のとおり改めて周知するので、留意されたい。

記

1 無余地性の基準の取扱いについて

「道路空間の有効活用に資する道路占用の取扱いについて」（平成28年3月31日付け事務連絡）（別添3）において周知のとおり、「無余地性の基準の適用について道路管理者が判断するに当たっては、経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できる」ものである。

2 都市再生整備計画の取扱いについて

「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の円滑な運用について（技術的助言）」（平成23年10月20日付け国都まち第54号）（別添4）において周知のとおり、「公共公益施設の整備に関する事業等を都市再生整備計画の記載事項に含まない、協定制度等の民間主体の取組みのみを本記載事項とする都市再生整備計画を策定することも可能」である。